

- 《食品安全法（修订草案）》公开征求意见.. 7
- 《一般反避税管理规程（试行）（征求意见稿）》公开征求意见..... 8
- 上海市首个外商投资企业“一口受理”平台在静安试点..... 8

- 「食品安全法（改正草案）」がパブリックコメントを募集する..... 7
- 「一般脱税禁止管理规程（试行）（意見募集案）」がパブリックコメントを募集する..... 8
- 上海市で最初の外商投資企業「ワンストップ受理」プラットフォームを静安区で試行する..... 8

一、最新中国法令

- 中国（上海）自由貿易試験区外商投資准入特別管理措施（负面清单）（2014年修订）

【发布单位】上海市人民政府
 【发布文号】上海市人民政府公告 2014 年第 1 号
 【发布日期】2014-06-30
 【内容提要】此次修订内容包括：

说明部分
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 对负面清单之外的领域，按照内外资一致的管理原则，外商投资项目实行备案制（国务院规定对国内投资项目保留核准的除外）；外商投资企业设立和变更实行备案管理。 ▪ 对负面清单之内的领域，外商投资项目实行核准制（国务院规定对外商投资项目实行备案的除外）；外商投资企业设立和变更实行审批管理。
负面清单
<p>特别管理措施由原先的 190 条调整为 139 条，调整率达 26.8%。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 因扩大开放而实质性取消 14 条特别管理措施，因内外资均有限制或禁止要求而取消 14 条（主要涉及高耗能、高污染的制造业领域等），因分类调整而减少 23 条。 ▪ 从开放的角度看，实质性取消 14 条，实质性放宽 19 条，进一步开放的比率达 17.4%。 ▪ 2013 年负面清单中无具体限制条件的 55 条管理措施大幅缩减为 25 条。 ▪ 按措施的类型分，限制性措施 110 条，禁止性措施 29 条；按产业分，第一产业 6 条，第二产业 66 条（其中制造业 46 条），第三产业 67 条。

【法令全文】请点击以下网址查看：
 负面清单：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai39501.html>
 情况说明会：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai39507.html>

一、最新中国法令

- 中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入特別管理措施（ネガティブリスト）（2014年改正）

【発布機関】上海市人民政府
 【発布番号】上海市人民政府公告 2014 年第 1 号
 【発布日】2014-06-30
 【概要】今次改正には以下の内容が含まれる。

说明部分
<ul style="list-style-type: none"> ▪ ネガティブリスト外の分野について、内外資一致の管理原則に基づき、外商投資プロジェクトは届出制を実施する（国务院の規定で国内投資プロジェクトに対し認可を保留している場合は除く）。外商投資企業の設立および変更は届出管理を実施する。 ▪ ネガティブリスト内の分野について、外商投資プロジェクトは認可制を実施する（国务院の規定で外商投資プロジェクトに対し届出を実施している場合は除く）。外商投資企業の設立および変更は審査許可管理を実施する。
ネガティブリスト
<p>特別管理措施はこれまでの 190 条から 139 条に調整され、調整率は 26.8%に達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 開放拡大により実質的に 14 条の特別管理措施が廃止され、内外資一律の制限または禁止要求のため 14 条が廃止され（主に高エネルギー消費、高汚染の製造業分野などが対象）、分類調整により 23 条を削減した。 ▪ 開放の視点から見れば、実質的な廃止が 14 条、実質的緩和が 19 条であり、開放が更に進められた割合は 17.4%に達する。 ▪ 2013 年ネガティブリストにおいて具体的な規制条件のなかった 55 条の管理措施を 25 条まで大幅に縮小した。 ▪ 措施の分類で分ければ、制限的措施 110 条、禁止的措施 29 条である。産業別に分ければ、第一次産業 6 条、第二次産業 66 条（その中製造業は 46 条）、第三次産業 67 条である。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
 ネガティブリスト：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai39501.html>
 状況説明会：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai39507.html>

● [中国（上海）自由贸易试验区内企业海关注册登记纳入企业准入“单一窗口”的公告](#)

【发布单位】上海海关
【发布文号】上海海关公告 2014 年第 30 号
【发布日期】2014-06-26
【内容提要】企业准入“单一窗口”，是投资者通过“中国（上海）自由贸易试验区投资办事直通车”网上平台一次性报送相关注册登记的申请信息，各政府部门（包括工商、税务、质监、商务委、海关等）受理并办理投资者所申请的相关注册登记，办事结果将通过平台统一反馈至投资者的企业注册模式。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info711338.htm>

● [关于中国（上海）自由贸易试验区内企业信用信息公开的公告](#)

【发布单位】上海海关
【发布文号】上海海关公告 2014 年第 29 号
【发布日期】2014-06-26
【实施日期】2014-07-01
【内容提要】该公告对自贸区内企业信用信息公开的范围、内容、途径、异议申请、申请开具本企业信用状况证明等进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info711336.htm>

● [关于在中国（上海）自由贸易试验区内实施企业注册登记改革等事项的公告](#)

【发布单位】上海海关
【发布文号】上海海关公告 2014 年第 28 号
【发布日期】2014-06-26
【实施日期】2014-07-01
【内容提要】该公告内容包括：

- 在试验区内取消报关企业注册登记行政许可，施行报关企业注册登记备案。
- 在试验区内取消双重身份（进出口货物收发货人和报关企业）企业注册登记行政许可，施行双重身份企业注册登记备案。
- 试验区内 AA 类及 A 类报关企业、AA 类及 A 类双重身份企业取消跨关区报关分支机构备案。试验区内管理类别为 AA 类及 A 类的报关企业、AA 类及 A 类双

● [中国（上海）自由贸易试验区内企业的税関登録登記を企業参入「ワンストップ窓口」の対象とする公告](#)

【発布機関】上海税関
【発布番号】上海税関公告 2014 年第 30 号
【発布日】2014-06-26
【概要】企業参入「ワンストップ窓口」とは、投資者が「中国（上海）自由貿易試験区投資弁事直通車」オンラインプラットフォームを通じて登録登記に関する申請情報を一括で申告し、各政府部門（工商、税務、品質監督、商務委員会、税関などを含む）が受理した上で投資者の申請した関連登録登記を行い、手続きの結果がプラットフォームを通じて投資者に統一的にフィードバックされる企業登録方式を指す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info711338.htm>

● [中国（上海）自由贸易试验区内企业的信用信息公开に関する公告](#)

【発布機関】上海税関
【発布番号】上海税関公告 2014 年第 29 号
【発布日】2014-06-26
【実施日】2014-07-01
【概要】本公告は自由貿易区内企業の信用情報を公開する範囲、内容、ルート、異議申立て、当該企業信用状況証明の発行申請などについて規定を設けた。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info711336.htm>

● [中国（上海）自由贸易試験区における企業登録登記改革の実施などの事項に関する公告](#)

【発布機関】上海税関
【発布番号】上海税関公告 2014 年第 28 号
【発布日】2014-06-26
【実施日】2014-07-01
【概要】本公告には以下の内容が含まれる。

- 試験区においては通関企業登録登記行政许可を廃止し、通関企業登録登記届出を実施する。
- 試験区において二重ステータス企業（通関企業と輸出入貨物荷受人・荷送人）の登録登記行政许可を廃止し、二重ステータス企業の登録登記届出を実施する。
- 試験区内の AA 類および A 類通関企業、AA 類および A 類の二重ステータス企業については、通関管轄区を跨ぐ通関分支機構の届出を廃止する。試験区内の管理分類が AA 類および A 類

重身份企业除可以在上海海关
关区内从事报关服务外，也可以
直接在上海海关关区外、中国关
境内各口岸或者海关监管业务
集中的地点开展报关业务。

- 授权试验区内海关办理企业适
用 A 类管理事项。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info711331.htm>

● 关于在中国（上海）自由贸易试验区内推进海
关 AEO 互认工作的公告

【发布单位】上海海关
【发布文号】上海海关公告 2014 年第 27 号
【发布日期】2014-06-26
【实施日期】2014-07-01
【内容提要】该公告包括中国分别与新加坡、韩国、
香港互相给予来自对方 AEO（经认证的
经营者）企业的进口货物通关便利
措施。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info711329.htm>

● 关于居民企业报告境外投资和所得信息有关
问题的公告

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2014 年第 38 号
【发布日期】2014-06-30
【实施日期】2014-09-01
【内容提要】居民企业成立或参股外国企业，或者
处置已持有的外国企业股份或有表决
权股份，达到规定比例的，须向税务
机关报告参股外国企业信息和相关资
料。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c747868/content.html>

● 上海市贯彻中组部、人社部等 25 部门《外国
人在中国永久居留享有相关待遇的办法》的意
见（上海）

【发布单位】上海市人力资源和社会保障局等 26 部门
【发布文号】沪人社外发〔2014〕19 号
【发布日期】2014-06-11
【内容提要】该意见对持有中国《外国人永久居留

である通関企業、AA 類および A 類の
二重ステータス企業は、上海税関管
区内で通関サービスに従事できる以外
にも、直接上海税関管区外、中国関
税地域内各通関地または税関監督
管理業務が集中する地点において通
関業務を行うことができる。

- 試験区内の税関に授權して、企業の A
類管理事項の適用申請を受理する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info711331.htm>

● 中国（上海）自由贸易试验区における税関 AEO
相互承認作業の推進に関する公告

【発布機関】上海税関
【発布番号】上海税関公告 2014 年第 27 号
【発布日】2014-06-26
【実施日】2014-07-01
【概要】本公告には、中国がシンガポール、韓国、
香港それぞれと、相手方 AEO 企業から輸
入する貨物の通関に相互に与える便宜の
措置が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info711329.htm>

● 居住者企業が国外投資および所得情報を報告
することに伴う事項に関する公告

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国家税務総局公告 2014 年第 38 号
【発布日】2014-06-30
【実施日】2014-09-01
【概要】居住者企業による外国企業の設立または
外国企業への資本参加、あるいは保有し
ている外国企業株式または議決権を有す
る株式の処分が、所定の割合に達した場
合、税務機関に対し外国企業への資本参
加情報および関連資料を報告しなければ
ならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c747868/content.html>

● 中国共産党中央組織部、人的資源社会保障部
など 25 の部門による「外国人が中国における永久
居留で享受する関連待遇に関する弁法」の徹底
に関する上海市の意見（上海）

【発布機関】上海市人的資源社会保障局など 26 部門
【発布番号】滬人社外発〔2014〕19 号
【発布日】2014-06-11
【概要】本意見は中国「外国人永久居留証」を保

证》的外籍人员可享有的待遇进行了规定，其中包括：

- 在上海就业，免办《外国人就业证》。
- 可以《外国人永久居留证》作为有效身份证件办理参加社会保险各项手续。
- 可按照《住房公积金管理条例》等规定，在上海缴存和使用住房公积金，离开上海时，可按规定办理住房公积金的提取手续。
- 可以《外国人永久居留证》作为身份凭证，办理金融方面业务、外汇业务、住任手续等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.12333sh.gov.cn/201412333/xxgk/flfg/gfxwj/rsrc/wgzj/201407/t20140702_1185979.shtml

有する外国籍者が享受できる待遇について規定しており、それには以下の内容が含まれる。

- 上海で就業する際、「外国人就業証」が免除される。
- 「外国人永久居留証」を有効な本人証明書として、社会保険加入の各種手続きを行うことができる。
- 「住宅積立金管理条例」などの規定に照らして、上海において住宅積立金の預入および使用を行うことができ、上海を離れる際には、規定に従って住宅積立金の引出し手続きを行うことができる。
- 「外国人永久居留証」を本人証明書として、金融方面の業務、外貨業務、宿泊・搭乗手続きなどを行うことができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.12333sh.gov.cn/201412333/xxgk/flfg/gfxwj/rsrc/wgzj/201407/t20140702_1185979.shtml

● 关于执行《中华人民共和国海关报关单位注册登记管理规定》的公告（上海）

【发布单位】上海海关

【发布文号】上海海关公告 2014 年第 31 号

【发布日期】2014-06-30

【实施日期】2014-07-01

【内容提要】该公告内容涉及：

- 关于报关单位所属报关人员备案；
- 关于临时注册登记单位备案；
- 关于进出口货物收发货人注册登记变更；
- 关于企业年报报送；
- 关于报关专用章刻制。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info711390.htm>

● 「中華人民共和國税関の通関企業登録登記管理規定」の実施に関する公告（上海）

【発布機関】上海税関

【発布番号】上海税関公告 2014 年第 31 号

【発布日】2014-06-30

【実施日】2014-07-01

【概要】本公告の内容は以下の通りである。

- 通関企業に所属する通関員の届出について。
- 臨時登録登記企業の届出について。
- 輸出入貨物の荷受人・荷送人の登録登記変更について。
- 企業年度報告の申告について。
- 通関専用印の刻印について。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info711390.htm>

● 关于 2014 年本市企业工资增长指导线的通知（上海）

【发布单位】上海市人力资源和社会保障局等四部门

【发布文号】沪人社综发〔2014〕25 号

【发布日期】2014-07-01

【内容提要】2014 年本市企业工资增长指导线平均线为 12%、上线为 16%、下线为 5%。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.12333sh.gov.cn/201412333/xxgk/flfg/gfxwj/ldbc/bcfp/201407/t20140704_1186114.shtml

● 2014 年上海市企业賃金引き上げガイドラインに関する通知（上海）

【発布機関】上海市人的資源社会保障局など 4 部門

【発布番号】滬人社綜発〔2014〕25 号

【発布日】2014-07-01

【概要】2014 年上海市企業賃金引き上げガイドラインの平均ラインは 12%であり、最高は 16%、最低は 5%である。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.12333sh.gov.cn/201412333/xxgk/flfg/gfxwj/ldbc/bcfp/201407/t20140704_1186114.shtml

- [关于公开本市投资项目市级审批事项清单的公告（北京）](#)

【发布单位】北京市机构编制委员会办公室（市政府审改办）

【发布日期】2014-06-30

【内容提要】[北京市投资项目市级审批事项清单](#)公布了审批部门、审批事项、事项类别和设定依据。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1359026.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- [最高人民法院发布第七批指导性案例](#)

日前，最高人民法院发布了第七批共 [5 个指导性案例（27-31 号）](#)，部分案例及其裁判要点介绍如下：

1. 胡某拒不支付劳动报酬案，旨在明确不具备用工主体资格的单位或者个人（包工头），违法用工且拒不支付劳动者报酬，数额较大，经政府有关部门责令支付仍不支付的，应当以拒不支付劳动报酬罪追究刑事责任。
2. 天津 A 旅行社诉天津 B 旅行社擅自使用他人企业名称纠纷案，旨在明确擅自将他人已实际具有商号作用的企业名称简称作为商业活动中互联网竞价排名关键词，使相关公众产生混淆误认的，属于不正当竞争行为。
3. 兰某、杭州 C 汽车维修科技股份有限公司诉天津 D 汽车维修服务有限公司等侵害商标权及不正当竞争纠纷案，旨在明确经营者之间具有间接竞争关系，行为人违背不正当竞争法的规定，损害其他经营者合法权益的，也应当认定为不正当竞争行为。

（里兆律师事务所 2014 年 07 月 07 日编写）

- [北京市投资项目市级审查许可事项清单的公开に関する公告（北京）](#)

【発布機関】北京市機構編制委員会弁公室（市政府審改弁）

【発布日】2014-06-30

【概要】[北京市投資プロジェクト市級審査許可事項リスト](#)は審査許可部門、審査許可事項、事項の分類および設定の根拠を公開した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1359026.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- [最高人民法院が第七回指導的事例を公布した](#)

先頃、最高人民法院は 7 回目の計 [五つの指導的事例（27-31 号）](#) を公布した。一部の事例およびその裁判の要点は以下の通りである。

1. 胡某が労働報酬の支払いを拒否した事件では、雇用主体資格を具備しない企業または個人（一人親方）が違法雇用を行い且つ労働報酬の支払いを拒む状況で、金額が大きく、政府関係部門が支払いを命じた後も依然として支払わなかった場合、労働報酬支払拒否罪で刑事責任を追及しなければならないことを明確にした。
2. 天津 A 旅行社が天津 B 旅行社を他社企業名称の無断使用で訴えた紛争事件では、他者の実質上商号としての作用を具備する企業名称の略称を、無断で商業活動におけるインターネット価格競争順位のキーワードとして、大衆に誤認を生じさせた場合、不正競争行為に該当することを明確にした。
3. 蘭某、杭州 C 自動車修理科技股份有限公司が天津 D 自動車修理サービス有限公司などを商標権侵害および不正競争で訴えた紛争事件では、事業者間に間接的な競争関係があり、行為者が不正競争防止法の規定に違反して、その他の事業者の適法権益を損なった場合も、不正競争行為として認定しなければならないことを明確にした。

（里兆法律事務所が 2014 年 7 月 7 日付で作成）

● 商务部附加限制性条件，批准设立合营企业的经营者集中

近期，关于多家中外企业拟共同投资设立的合营企业（从事车用镍氢电池模块和电池组的生产、销售）的经营者集中反垄断申报，经审查，[商务部决定附加限制性条件批准此项经营者集中](#)。简要介绍如下：

相关市场
<ul style="list-style-type: none"> 相关商品市场：车用镍氢电池和混合动力汽车市场。 相关地域市场：车用镍氢电池的地域市场为全球市场。混合动力汽车的地域市场为中国市场。
竞争分析
<ul style="list-style-type: none"> 车用镍氢电池市场为高度集中市场，交易后市场竞争受到削弱。 交易后品牌 T 对混合动力汽车产业链的控制力进一步加强，可能对中国混合动力汽车企业产生封锁效应。
限制性条件
<ul style="list-style-type: none"> 合营企业应当遵循公平、合理、无歧视原则，向第三方广泛销售其产品。 在市场有相应需求的情况下，合营企业应该在投产后 3 年内实现产品的对外销售。 合营企业应在设立后每年向商务部书面报告履行上述义务情况。 合营企业应制定履行上述义务的操作方案，经商务部批准后执行。

（里兆律师事务所 2014 年 07 月 04 日编写）

● 商务部が制限的条件付で、共同経営企業設立に伴う事業者集中を認める

先頃、複数の中国・外国企業が共同出資で設立する予定の共同経営企業（自動車用ニッケル水素電池モジュールおよび電池ユニットの製造、販売への従事）の事業者集中独占禁止申告について、審査の結果、[商务部は制限的条件付で当該事業者集中を許可することを決定した](#)。以下に簡潔に紹介する。

関係市場
<ul style="list-style-type: none"> 関係商品市場：自動車用ニッケル水素電池およびハイブリッド自動車の市場。 関係地域市場：自動車用ニッケル水素電池の地域市場はグローバル市場とする。ハイブリッド車の地域市場は中国市場とする。
競争分析
<ul style="list-style-type: none"> 自動車用ニッケル水素電池市場は高度集中市場であり、取引後の市場競争は弱められる。 取引後はブランド T のハイブリッド車産業チェーンに対する支配力は一層強化されるため、中国のハイブリッド車企業に対し封鎖効果が生じる恐れがある。
制限的条件
<ul style="list-style-type: none"> 共同経営企業は公平、合理的、区別しない原則を遵守し、第三者に対しその製品を広く販売しなければならない。 市場に相応の需要がある状況下において、共同経営企業は操業開始後 3 年以内に製品の对外販売を実現するものとする。 共同経営企業は設立後、毎年、商务部に対し上記義務の履行状況を書面にて報告しなければならない。 共同経営企業は上記義務の履行に関する実行方案を制定し、商务部の許可を受けた上で実施しなければならない。

（里兆法律事務所が 2014 年 7 月 4 日付で作成）

● 《食品安全法（修订草案）》公开征求意见

日前，中国人大网公布[《中华人民共和国食品安全法（修订草案）》](#)及其说明，并向社会公开征求意见（截止日期：2014 年 07 月 31 日）。修订的主要内容包括：

强化预防为主、风险防范的法律制度
<ul style="list-style-type: none"> 增设生产经营者自查制度。 增设责任约谈制度。 增设风险分级管理要求。
设立最严格的全过程监管法律制度
<ul style="list-style-type: none"> 在食品流通环节，增设批发企业的销售记录制度和网络食品交易相关主体的食品安全责任。 完善食品追溯制度，细化生产经营者索证索票、进货查验记录等制度，增加规定食品和食用农产品全程追溯协作机制。

● 「食品安全法（改正草案）」がパブリックコメントを募集する

先頃、中国人民代表大会常务委员会ウェブサイトは[「中華人民共和国食品安全法（改正草案）」](#)およびその说明を公布し、社会に向けパブリックコメントを募集している（締め切りは 2014 年 7 月 31 日である）。主な改正内容は以下の通りである。

予防を主とし、リスクを防止する法律制度を強化する
<ul style="list-style-type: none"> 製造事業者の自己調査制度を増設する。 責任面談制度を増設する。 リスク等級別管理要求を増設する。
最も厳格な全過程監督管理法律制度を確立する
<ul style="list-style-type: none"> 食品の流通段階において、卸売企業の販売記録制度およびオンライン食品取引を行う関係主体の食品安全責任を増設する。 食品の遡及制度を整備し、製造事業者の証憑・伝票の提供要求、入荷検査記録などの制度を詳細化し、食品および食用農産物の全段階追跡協力体制を追加で定める。

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 完善食品安全监管体制，将现行分段监管体制修改为由食品药品监管部门统一负责食品生产、流通和餐饮服务监管的相对集中的体制。
<p>建立最严格的法律责任制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 突出民事赔偿责任。规定实行首负责任制，要求接到消费者赔偿请求的生产经营者应当先行赔付，不得推诿；同时完善了消费者在法定情形下可以要求十倍价款或者三倍损失的惩罚性赔偿金制度。 ▪ 加大行政处罚力度。对在食品中添加有毒有害物质等性质恶劣的违法行为，直接吊销许可证，并处最高为货值金额三十倍的罚款。

(里兆律师事务所 2014 年 07 月 04 日编写)

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 食品安全监督管理体制を整備し、現行の段階別監督管理体制を食品藥品監督管理部門が統一で食品製造、流通および飲食サービスに対する監督管理を担当する比較的まとまった体制に変更する。
<p>最も厳格な法的責任制度を確立する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 民事賠償責任を強調する。責任先行負担制の実施を定めて、消費者の賠償請求を受けた製造事業者に対し賠償金の先行支払いを求め、責任転嫁を禁じた。同時に消費者が法定状況において代金の 10 倍または損失の 3 倍に基づく懲罰的賠償金を要求できる制度を整備した。 ▪ 行政処罰の注力を強化した。食品への有毒有害物質の添加などの悪質な違法行為については、直ちに許可証を取り上げた上、最高で商品価値の 30 倍に基づく過料に処す。

(里兆法律事務所が 2014 年 7 月 4 日付で作成)

● 《一般反避税管理规程(试行)(征求意见稿)》公开征求意见

日前，国家税务总局发布《一般反避税管理规程(试行)(征求意见稿)》，向社会公开征求意见(截止日期：2014 年 08 月 01 日)。

该《征求意见稿》包括总则、立案、调查、结案、争议处理、附则等。适用于税务机关按照《企业所得税法》第 47 条、《企业所得税法实施条例》第 120 条的规定，对企业实施的不具有合理商业目的而获取税收利益的避税安排，实施特别纳税调整。此外，以下情况不使用该规程：

- 与跨境交易或支付无关的居民企业之间的安排；
- 涉嫌逃避缴纳税款、逃避追缴欠税、骗税、抗税以及虚开发票等税收违法行爲。

(里兆律师事务所 2014 年 07 月 04 日编写)

● 「一般脱税禁止管理规程(试行)(意见募集案)」がパブリックコメントを募集する

先頃、国家税務総局は「一般脱税禁止管理规程(试行)(意见募集案)」を公布し、社会に向けパブリックコメントを募集している(締め切りは 2014 年 8 月 1 日である)。

本「意見募集案」は、総則、立件、調査、事件終結、紛争処理、附則などを含み、税務機関が「企業所得税法」第 47 条、「企業所得税法实施条例」第 120 条の規定に基づいて、企業が実施する合理的な商業目的を持たない税務上の利益を得るための節税処理に対し、特別納税調整を行う際に適用される。但し、下記の状況には本規程を適用しない。

- クロスボーダー取引または決済に関与しない居住者企業間の処理。
- 課税回避、追徴課税回避、脱税、納税拒否および架空伝票の発行などの税務上の違法行為の疑いのある場合。

(里兆法律事務所が 2014 年 7 月 4 日付で作成)

● 上海市首个外商投资企业“一口受理”平台在静安试点

日前，上海市商务委员会在静安区启动首个外商投资企业“一口受理”平台。后续，将在此试点基础上完善改革方案，争取 2014 年 10 月 01 日在全市范围内开展相关改革。

此次改革的亮点在于，对“负面清单”以外的外商投资企业，实行“告知承诺+格式审批”的管理模式。具体措施包括：

- 对鼓励类、允许类外资项目，将区县审批权扩大至 3 亿美元以下，同时将外资特許

● 上海市で最初の外商投資企業「ワンストップ受理」プラットフォームを静安区で試行する

先頃、上海市商務委員会は静安区にて最初の外商投資企業「ワンストップ受理」プラットフォームを始動した。今後は、本試行に基づいて改革方案を整備し、2014 年 10 月 1 日の全上海市を対象とした関連改革の実施を目指す。

今次改革の目玉は、「ネガティブリスト」外の外商投資企業に対し、「告知承諾+形式審査許可」の管理方式を実施することである。具体的な措置は以下の通りである。

- 奨励類、許可類外資プロジェクトについて、区県の審査許可権限を 3 億米ドル以下にまで拡大

经营企业、店铺面积在 3,000 平方米以下的外资商业企业审批权，下放至区县。

- 在简化审批手续方面，将不同行业、不同事项的投资者资质要求、企业设立条件及审批要求，通过网上公开、发放告知单等方式明确告知投资者，不再设置兜底性条款。
- 投资者通过上海外资网上办事系统录入格式化申报信息，由系统自动生成合同章程申报表并由投资者作出承诺。设立一般外资企业需提交的申报材料从 11 项减至 5 项。

今后，审批人员将对申报材料进行网上预审。预审通过后，投资者再将申报材料递交至窗口，做到一次交件、一次取证。外资企业设立和变更事项的审批时间，将由原先承诺的 8 个工作日减至 4 个工作日以内，对外资企业名称变更、注册地址变更、投资方名称变更、公司章程一般条款变更、外资国际货运代理企业和外资商业企业设立分支机构等事项，将实现窗口当场办结。

（里兆律师事务所 2014 年 07 月 04 日编写）

し、同時に外資フランチャイズ企業、店舗面積 3,000 平方メートル以下の外資商業企業の審査許可権限を区県へ委譲する。

- 審査許可手続きの簡素化の面では、業種毎、事項毎の投資者資格要求、企業設立条件および審査許可要求を、オンラインでの公開、通知書の発行などの方法を通じて投資者に明確に告知し、以後、雑則を設けない。
- 投資者は上海外資オンライン手続きシステムを通じて様式化申告情報を入力し、システムが自動的に契約定款申告表を作成した後に、投資者が承諾する。通常の外資企業の設立に提出が必要な申請資料は 11 項目から 5 項目まで削減された。

今後、審査許可人員は申請資料に対しオンライン事前審査を行う。事前審査通過後、投資者は改めて申請資料を窗口に提出し、一回の提出で証書取得を実現する。外資企業の設立および変更事項に関する審査許可期間は、以前承諾していた 8 業務日から 4 業務日以内へと短縮され、外資企業の名称変更、登録住所変更、投資者名称の変更、契約定款一般条項の変更、外資国際貨物輸送代理企業および外資商業企業の分支機構設立などの事項については、窓口にてその場での処理を実現する。

（里兆法律事務所が 2014 年 7 月 4 日付で作成）